

(写)

R3 教生生第 3034 号
令和 4 年 2 月 1 日

各生涯学習事業運営代表者 様
各利用団体代表者 様

仙台市教育委員会
教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業の休止期間の延長について
【新型コロナウイルス感染症関係】

日頃より生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、若年層でのオミクロン株の急拡大を受け、学校を活動場所とする各種生涯学習事業の休止については、令和 4 年 1 月 26 日付 R3 教生生第 2968 号にて通知していたところですが、今般、2 月 1 日（火）から 2 月 28 日（月）までの宮城県による「緊急特別要請」を受け、下記のとおり、休止期間を延長することといたしましたのでお知らせいたします。

市内の感染者数も増加し続けており、特に子どもたちの感染から家庭内に広がる傾向が確認されています。各運営団体代表者の皆さまにおかれましては、感染拡大防止に向けた取り組みにご協力いただいていることと存じますが、皆様の健康と社会機能を守るため、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後の状況を踏まえ、本件の取扱いに変更が生じる場合は、改めて通知いたします。

記

1. 各種生涯学習事業は、令和 4 年 2 月 28 日（月）まで休止期間を延長する。

※1 スポーツ少年団の活動及び高校生以下を対象とする事業やスポーツ団体活動については、学校施設外であっても活動を自粛して下さい。

※2 上記※1 以外については、学校施設以外の市民利用施設等で実施する場合の活動を一律制限するものではありませんが、活動する場合は、実施可否を慎重に検討・判断いただくとともに、止むを得ず活動する場合は、感染防止策を徹底し、各施設の基準に則した利用及び活動をお願いします。

2. 本通知の対象となる生涯学習事業は、以下の事業とする。

- 社会学級
- 学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）
- 放課後子ども教室事業
- マイスクールプラン 21 推進事業
- 学校図書室等開放事業
- 土曜日の教育支援体制等構築事業

担当：教育局生涯学習課
電話：022-214-8887